

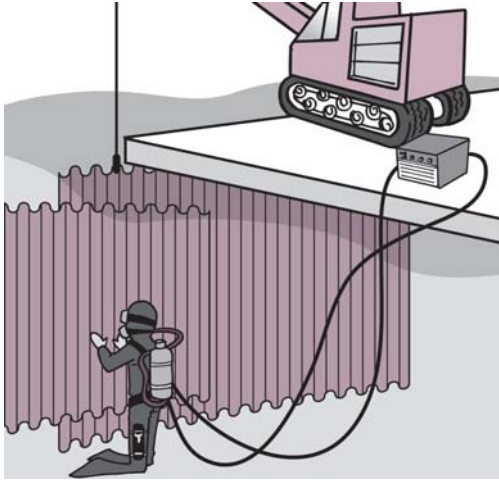
鋭利な刃物

— ナイフを持って! —

「ちよつと君、カバンの中を見せてくれないか?」

「なんだ、このナイフは! 交番で事情を聴かせてもらおう」

「午後8時15分、銃刀法違反で君を現行犯逮捕する」
銃砲刀剣類所持等取締



法第22条は、刃体の長さ
が6cmを超える刃物につ
いては、「何人も、業務
その他正当な理由による
場合を除いては、これを
携帯してはならない」と
定め、これに違反した場
合は2年以下の懲役また
は30万円以下の罰金を設
けています。

また、カッターナイフやツールナイフの場合には、軽犯罪法による取締りの対象となることもあるようです。「君子、ナイフは持ち歩かない」こと。

「ダイスケ! ナイフは持ったか?」

班長の確認にダイスケは慌てた。

「いけねえ、忘れるところだった。ナイフ携行ヨシ!」

ナイフや時計などの必要なツールを指差呼称により確認したダイスケは、主任とともに作業現場に向かったのでありました。さて、ダイスケくんは、これからどんな作業をするのでしょいか。

「木材の伐採!」
ブー(×)

「アマゾン探検!」
ブー(×)、ブー(×)

「まさか強盗?」
ブー(×)、ブー(×)、ブー(×)

高気圧作業安全衛生規則

第三十七条 (潜水作業者の携行物等)

事業者は、空気圧縮機若しくは手押ポンプにより送気して行う潜水業務又はボンベ(潜水作業者に携行させたボンベを除く。)からの給気を受けて行う潜水業務を行うときは、潜水作業者に、信号索、水中時計、水深計及び鋭利な刃物を携行させなければならない。ただし、潜水作業者と連絡員とが通話装置により通話することができることとしたときは、潜水作業者に信号索、水中時計及び水深計を携行させないことができる。

正解は、**潜水作業**です。海や川の中で、橋の基礎を作るときなどに行われていますね。水中で送気ホースなどが身体に絡まった場合などの緊急時に必要なのです。もちろん、おまわりさんに逮捕されることもありません。潜水作業には、潜水士免許も必要なんですよ。

「センザキ先輩、すっかりしてくださいよ」なんてね。
(SK)

リンク先一覧をご利用下さい

本誌本文中に赤色の二重線でご案内している情報は、当協会のホームページにてリンク先一覧をご案内しています。

当協会ホームページ トップの協会の実施事業「情報提供」↓機関誌該当号に掲載しています。お問い合わせは、『Meihoku』編集室(☎052-961-3655)まで。